資料 6
240729

公園区計画の位置づけや内容等について（素案）

●この資料の説明

この資料は、今後検討を行う公園区計画について、計画の策定目的や役割、対象、策定にあたっての役割分担、具体的な内容、作成手順、計画策定に係る留意点などの構成・関連要素の当市がもつ考え方の整理を行ったものです。

また、公園区計画そのものの内容を示すものではなく、どのような公園区計画を作成すべきか、また公園区計画の作成の取組みそのものがどのような意義をもつかなど示す「ガイダンス資料」としての性格をもちます。

- 令和 6 年度、7 年度にかけ実施するモデル事業の検討・実践では、モデル地区として選定する 1 つの公園区において、本紙で示す公園区計画の作成方法や検討内容について検証を行う予定です。
- モデル地区以外の公園区では、各公園区で行うワークショップ等を通じ、公園区計画の目的や作成方法等を共有するとともに、地域の公園や街路樹等の目標像の検討などを行うことを想定しています。

目次

(1) 計画策定の目的 2
(2) 計画の役割 2
(3) 公園区計画の根拠等 2
(4) 計画づくりの体制 3
(5) 対象施設 4
(6) 検討内容 4
(7) 計画期間 4
(8) 計画の構成項目 4
(9) 計画の作成手順 5
(10) 計画の進行管理 6
(11) モデル事業の実施 7
(12) 留意点 7

（1）計画策定の目的

公園区計画（注 1）の作成やその実現に向けた取組は、宝塚市のめざす市民協働のまちづくりの取組（注 2）の一つに位置づけられる。地域の人々が日常的に利用し、身近に接する地域の公園や広場、街路樹など（以下、「地域の公園等」とする。）について、その役割や使い方などを地域の人々が広く参加するまちづくり協議会等と市が協働して検討し、公園区計画の取りまとめと計画推進を図ることで、地域がめざす公園等の目標像の共有とその実現をめざす。

宝塚市では、地域の人々とともに公園区計画の作成に取り組むほか、作成された公園区計画の実現・支援に向けた施策の展開や検討を行います。

注 1：公園区とは、まちづくり協議会の範域であり、地域の人々の日常的な公園利活用のエリアとする。
注 2：宝塚市のめざす市民協働のまちづくりとは、まちづくりの主体になる市民や行政が、企画から評価までの全ての段階で参画し、互いに責任を持って、役割を分担しながら取り組むまちづくりを意味する。

（2）計画の役割

- 公園区計画では、地域ごとのまちづくり計画と整合を図りつつ、地域の課題やニーズを踏まえた、今後めざすべき地域の公園等の役割や使い方などの望ましいあり方を示す。
- 作成した公園区計画は、地域の公園等の役割や使い方等に関する目標像になるほか、公園に設置する施設の種類や内容等について市が必要な整備を行う際の重要な参考情報になる。

（3）公園区計画の根拠等

公園区協議会（仮称）で作成した公園区計画は、その地域の公園等の利活用や管理のあり方について、一定以上の影響力を有するものとなる。ただし、その影響力を発揮するうえでの制度的根拠が明確ではないことに留意を要する。また、計画の内容については、各地域の特性やニーズを踏まえるだけでなく、みどりの基本計画等の上位関連計画で定めた目標や施策等を踏まえ整合をとることが重要となる。

●法令等

- 法令や条例等の制度的根拠はなし
- 公園区計画を定める地域主体の組織を「公園協議会」に位置づけることで、一定の制度的根拠を備えさせることは可能ではないか（※6 ページの留意点参照）

●上位関連計画等

- 宝塚市総合計画、都市計画マスタープラン
- 宝塚市みどりの基本計画
- 宝塚市パークマネジメント計画（※今後策定）
- 宝塚市街路樹管理計画
- 地域ごとのまちづくり計画

《宝塚市みどりの基本計画の体系》

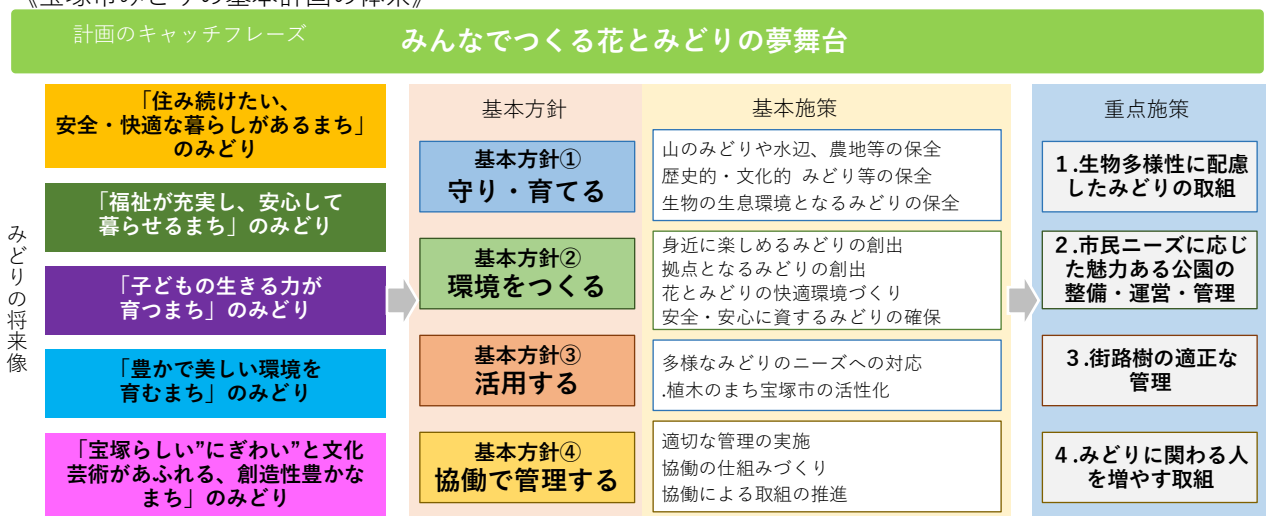

（4）計画づくりの体制

公園区計画の作成は、地域の市民が参加するまちづくり協議会を中心とし、市の参加する公園区協議会（仮称）を設置し、地域と市が連携する体制のもと行う。

【各主体の役割】

●まちづくり協議会の役割

- まちづくり協議会は、公園区協議会（仮称）に参加し、公園区計画を作成する。
- まちづくり協議会は、公園区計画の作成過程や作成した計画を地域に公開、共有する。
- まちづくり協議会は、作成した公園区計画の実現をめざす。

●各種団体、事業者等の役割

- 地域の自治会や PTA、NPO 等の各種団体、事業者等は、公園区協議会（仮称）に参加し、公園区計画を作成する。
- 各種団体、事業者等は、作成した公園区計画の実現をめざす。

●市の役割

- 市は、公園区協議会（仮称）に参加し、公園区計画を作成する。
- 市は、公園区計画を、宝塚市みどりの基本計画等を実現するための計画として位置づける。
- 市は、公園区計画の実現に向け、公園等の利活用や管理について配慮、協力するほか、施設整備等が必要な場合は計画内容に配慮する。

《公園区計画として位置づけるための要件のイメージ》

- 計画の対象となる公園区の地域住民等の多数の支持を得ていること。
- 市が策定した都市計画やみどりの基本計画、その他地域まちづくりに関する計画に整合していること。
- 特定のものの利益を図り、またはこれに損害を加えることを内容とするものでないこと。
- 計画の対象や内容が、当該まちづくり協会の活動対象地域及び活動計画に整合していること。

(5) 対象施設

- 各公園区（まちづくり協議会の範域。おおむね小学校区）に位置する住区基幹公園や子ども遊園等の身近な公園や広場、街路樹など。
- 公園区内の単一もしくは一部の公園等に限定するのではなく、原則、公園区内の公園等全体を検討の対象とする。

(6) 検討内容

- 地域の公園等の目標像、個々の公園等の役割
- 地域の公園等の利活用の方法やルール、実施するイベント・プログラム
- 地域の公園等の市民協働による維持管理の方法や内容

(7) 計画期間

計画期間は 10 年間とし、5 年ごとに見直しを行う。

(8) 計画の構成項目

公園区計画では、地域の公園等の現況と課題、地域の人々等のもつニーズや意見を踏まえながら、地域の公園等のめざす目標像とそれに対応した役割、その実現のための具体的な取組で構成する。

- 地域の公園等の現況
- 地域の公園等の課題やニーズ
- 地域の公園等のめざす目標像
- 地域の各公園等の役割
- 地域の公園等における具体的な取組

基本的には地域ごとのまちづくり計画と同様な構成とする

地域の公園等の現況	地域内の公園等の整備状況や配置、公園施設等の構成、公園等の利活用状況（利用の多い公園/少ない公園、公園等の主な利用者像、主な利用内容等）
地域の公園等の課題やニーズ	公園等の利活用等を通じ解決を図ることのできる地域の課題、地域の人々がもつ公園等の利活用や管理等に関するニーズ
地域の公園等の目標像	地域でめざすまちづくりの将来像に向けた、地域の公園等全体の目標像
地域の公園等の役割	地域の公園等の目標像を実現するために、個々の公園等が担うべき役割や機能
地域の公園等における具体的な取組	目標像や役割を実現するための具体的な取組内容（利活用や維持管理の方法、利用ルール）とスケジュール（おおよそ 5 年内等）、市民と行政等の役割分担

《目標像-役割-具体的な取組の構成イメージ》

地域の公園等の目標像	地域の明るい未来をつくる公園づくり
地域の公園等の役割	⇒A 公園「ボール遊びのできる公園」 ⇒B 公園「地域のイベント広場」 ⇒C 公園「親子で安心幼児遊びの広場」
地域の公園等における具体的な取組	1．公園利用 （1）利用ニーズに対応した機会創出や支援 ①ボール遊びのできる公園づくり ②みんなで一緒に土曜日朝の公園体操 ③地域でつくるプレイパーク 2．利用ルール

目標像実現に向け、地域内の各公園等が担うべき役割で構成する。

目標像の実現や公園等の役割を発揮するために必要な取組を分野ごとに整理する。

《具体的な取組における検討分野のイメージ》
①公園等の利活用の方法や関連事項（計画で定めることで実現しやすい利用方法やイベント　等）
②利用ルール（禁止されていることを地域で定めたルールにより可能とする、ルールの周知方法　等）
③地域の実情に合ったテーマ（防災・防犯、福祉、子育て、自然や環境、歴史文化、にぎわいづくり　等）
④維持管理（主に地域で行う維持管理内容に関するもの、維持管理を行う担い手　等）
⑤その他事項（利用調整、地域で設置する施設、活動資金の確保方法、市への要望　等）

（9）計画の作成手順

作成手順は、先行して展開されている地域ごとのまちづくり計画の策定手順と同様なものとする

1	公園区計画を作成する組織の設置	まちづくり協議会において、公園区計画を作成するため、広く地域の人々等が参加できる組織（エリアプラットフォーム）を設置する。
2	地域の公園等の現状の整理	地域の公園等の現状、利活用状況について確認する。
3	地域の公園等の課題とニーズの確認	地域のまちづくりの将来像を実現するうえで公園等の利活用等で解決できる課題、利活用等に関する地域の人々のもつニーズを確認する。
4	地域の公園等の目標像の整理	地域のまちづくりの将来像の実現につながる、地域の公園等全体の目標像の整理。
5	個々の公園等の役割の整理	現状や課題、ニーズ等を踏まえた、地域内の個々の公園等それぞれが担う役割、目標像の整理。
6	具体的な取組の検討	地域の公園等の目標像や役割を受けて、その実現のための具体的な取組内容。
7	公園区計画（案）の取りまとめ	2～6 における整理、検討内容を公園区計画（案）として取りまとめる。
8	公園区計画（案）に関する	公園区計画（案）について、広く地域の人々の意見を確認し、必

	地域の人々の意見の確認	要があれば計画案の修正を行う。
9	公園区計画の完成、地域の人々への周知	公園区計画を完成させ、計画内容について広報誌や回覧、ホームページ等の手段で地域の人々への周知を行う。

（10）　計画の進行管理

公園区協議会（仮称）は、計画の作成やその実践、実践の評価とそれに基づく計画の改善を行う、PDCA サイクルを通じた計画の進行管理に取り組む。PDCA サイクルには、10 年間の計画期間を通じた長期的なものと、1 年間の計画内容に関する短期的なものなど、計画で実現をめざす時間軸に対応したサイクル周期があり、長期的な進行管理、短期的な進行管理に取り組むこととする。

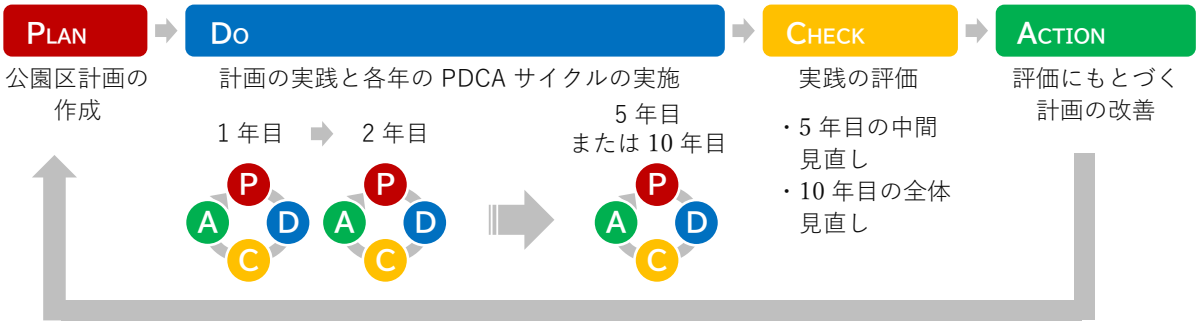

（11）　モデル事業の実施

①モデル事業の目的

公園区計画の作成・実践について、市内１公園区を選定し、地域のまちづくり協議会や各種団体等との連携のもと、計画作成の進め方やそれによる成果と留意点等の検証を行うことを目的に、モデル事業を実施する。

《モデル事業の実施概要》

- 【検討の主体】選定した地区のまちづくり協議会や、市、各種団体等で構成する公園区協議会（仮称）を設置する。
- 【検討の内容】公園区協議会（仮称）において、地域の実情やニーズを踏まえ、公園等のあり方、利活用や維持管理の方法や内容等について検討し、公園区計画として取りまとめを行う。
- 【検討の実現】公園区協議会（仮称）や地域の人々、団体が主体となり、地域のローカルルールの検討や利活用の実践など画の実現をめざす。

②基本的な考え方

公園区計画の作成は、地域の課題やニーズに対応し市民生活を支えるみどりのあり方を検討するものであるほか（目標像の設定）、地域の公園等や街路樹、その他緑地を一体的な検討（包括的な課題抽出）、中～長期の官民市民協働を見据えた検討（実践に向けたプロセスや体制の検討）を行うことに特徴がある。

こうした考え方や特徴をもつ公園区計画の作成を通じ、地域の課題やニーズへの対応を図り、本市の公園等の抱える課題の解決を図り、めざすまちづくりへの貢献実現に向け、モデル地区検討を行う。

（12）　留意点

●根拠の整理

- 公園区計画には、それを定める法令や条例等の根拠がなく、任意のものである
- ただし、公園区計画を定める地域主体の組織を、都市公園法（都市公園法第十七条の二）にもとづく「公園協議会」に位置づけることで一定の制度的根拠をもつことができる
- また、今後策定するパークマネジメント計画において、公園区計画の目的や役割を明記する

都市公園法都市公園法第十七条の二
（協議会）
第十七条の二　公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
２　協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
　一　公園管理者
　二　関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であつて公園管理者が必要と認めるもの
３　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
４　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

●計画内容に対する社会的合意の担保

- 公園区計画は、まちづくり協議会参加者など一部の人々の意見にもとづいてのみ作成するのではなく、地域の広く多様な人々の意見や考えを踏まえ作成することが重要となる
- 計画内容の取りまとめが一定程度進んだ計画案などの段階で、その内容について地域の人々に意見を募るなど公園区内の人々の合意形成を行うことが重要となる

一般に禁止されている利用形態（花火、ボール遊び等）を一部の公園で認める等の利用ルールを設定するケースがあるが、当該公園の利用者や周辺住民には安全な公園利用の阻害や騒音等の受忍限度を超える不利益が生じることがある。大きな不利益が偏在することにならないよう、内容の合理性や作成手続きの透明性などに配慮を要する

●計画検討段階からの予算感覚の共有

- 計画で定める利用や管理の内容（イベント開催や地域による施設（例：花壇、倉庫）の設置等）によっては、まちづくり協議会や地域の人々等の費用負担を必要とする。計画の検討段階で、そうした費用の規模や資金確保の方法等について考慮していくことが重要となる
- 計画実現のため、地域が取り組む公園づくりの原資となる資金の確保については、有料イベントの開催、寄付等の資金募集、自動販売機設置による設置料徴収、アドプト制度による報奨金などの方法がある。こうした自主資金の確保を進めていくことが、地域主体の取組を自走化させるうえで重要となる
- 地域の公園等の役割や管理等に関する検討内容によっては、市による施設整備が行われることが望ましいケースもある（例：ボール遊びのできる公園づくりのためのフェンス等設置）。計画検討の前提として、市が計画内容に対応した施設等整備について配慮すること、一方で公園等の整備・管理予算が厳しい状況にあること、そのため施設等整備について協力することができても予算措置に制限があることなど、財政面の協力可能性とその制限について共有することが重要となる。